

八王子市使用済み紙おむつ等園内処理事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間保育所等において発生する使用済み紙おむつ等の園内処理を推進し、もって、保護者及び民間保育所等に勤務する職員の負担を軽減することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認可保育所

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 39 条第1項に規定する保育所をいう。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第3条第1項に規定する認定こども園の認定を受けた保育所を除く。

(2) 認定こども園

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(3) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱(平成 13 年5月7日付 12 福子推第 1157 号)2(1)に規定する認証保育所をいう。

(4) 小規模保育事業

法第6条の3第 10 項に規定する小規模保育事業を実施する施設をいう。

(5) 事業所内保育事業

法第6条の3第 12 項に規定する事業所内保育事業を実施する施設をいう。

(6) 民間保育所等

認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業及び事業所内保育事業であって、国又は地方公共団体以外が設置する施設をいう。

(7) 使用済み紙おむつ等

民間保育所等に在籍する児童(年齢区分を問わない。以下同じ。)が保育時間中に使用を終えた紙おむつ及び布おむつをいう。

(8) 園内処理

民間保育所等が、在籍する児童の保護者の希望があった場合に、使用済み紙おむつ等を保護者に返却せずに施設において収集し、法令等に従い適切な方法で処理することをいう。

(9) 事業実施施設

第 5 条の規定に基づき、市長に八王子市使用済み紙おむつ等園内処理事業実施届(第1号様式)を提出し、本事業を実施する施設として届出のあった民間保育所等をいう。

(10) 0,1 歳児

事業実施施設に在籍する児童であって、年度の初日の前日における満年齢が0歳から1歳までの者をいう。

(11) 2歳児

事業実施施設に在籍する児童であって、年度の初日の前日における満年齢が2歳の者をいう。

(事業の内容)

第3条 園内処理により、使用済み紙おむつ等の持ち帰りによる保護者及び民間保育所等に勤務する職員の負担を軽減する。

(対象施設)

第4条 本事業の対象施設は、八王子市の区域内に所在する民間保育所等をいう。

(実施の届出等)

第5条 本事業を実施しようとする施設は、八王子市使用済み紙おむつ等園内処理事業実施届(第1号様式)をあらかじめ、市長に提出しなければならない。

2 事業実施施設は、前項の事項に変更が生じたときは、八王子市使用済み紙おむつ等園内処理事業内容変更届(第2号様式)を1か月以内に提出しなければならない。

3 事業実施施設は、本事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ八王子市使用済み紙おむつ等園内処理事業廃止(休止)届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(保護者負担金)

第6条 事業実施施設は、次条に基づき施設に対して支払われる運営費が園内処理に係る費用を下回る場合に限り、その不足分を補填するため、保護者に対して一部の費用負担を求めることができる。この場合において、その負担方法及び負担額等は、本事業を実施する施設において定める。

(園内処理事業に係る経費の助成)

第7条 市長は、事業実施施設に対し、園内処理事業に係る運営費として、次に定める基準に従って年齢区分ごとに加算額を算出したうえで、その合算額を予算の範囲内で支払うものとする。

(1) 0、1歳児に係る加算額

児童1人あたり月額単価を250円とし、各月初日に在籍する0、1歳児数を乗じて算出する。

(2) 2歳児に係る加算額

児童1人あたり月額単価を100円とし、各月初日に在籍する2歳児数を乗じて算出する。

2 前項に規定する経費の助成については、事業の実施状況について毎月初日を基準とするほ

か、八王子市保育所運営費支弁要綱、八王子市施設型給付費等(幼稚園型及び地方裁量型認定こども園)支弁要綱、八王子市施設型給付費等(幼保連携型及び保育所型認定こども園)支弁要綱、八王子市認証保育所運営費等補助要綱及び八王子市地域型保育給付費等支弁要綱の規定に基づき、行うものとする。

3 事業実施施設は、広域利用児童に係る運営費については、当該児童の居住自治体に対し請求するものとする。

(状況報告)

第8条 市長は、本事業の実施状況を確認するために必要があると認めるときは、事業実施施設に対して適宜報告を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、決定の日から施行し、令和2年(2020年)4月1日から適用する。